

高シクナリ

叙上ノ状況ナルニ會社側目下ノ経営状態ハ洵ニ
 慘憺ナルヲシテ一切ノ原料ハ債權者ヨリ差押
 され社員ニテ餘存ノ俸給ノ如キ天既ニ三月間
 又抑セ居ルニ状況ニシテ到底斯カル過大ノ西女
 求ハ元ヲ他ニ何等施スベキ手段ナシトテ金ク當
 然ニ居ルニ模様ナルカ一方彼解雇者側ニ於テハ
 尙然ノ解雇ニシテ其ノ日ノ糊口ニ窮シ寄宿舎ノ
 一連ヲ控テ予ヲ懇請ラレニ會社ハ立退修一
 日認シタルニ食事ノ給共ハ之ヲ拒絶シラレカ
 種々交渉ノ結果九月中ハ食事ヲ給スルコト
 一ノ決然ス今後生活ノ方智威ニ委ケルニト甚クシ
 大ニ以テ予ノ若年當ノ二週回公ナリト給共ヲ受ケン

兵庫労働界ニシテ

大正十三年十月一日

兵庫縣知事 平塚廣義

内務大臣 若槻禮次郎殿

社會司 長 官殿

警視廳 長 官殿

京都大坂岡山右府縣長官殿

神戸地方裁判所換奉正殿

日本絹糸紡織株式會社甚後狀況ニ付件

(第四報)

一被解雇者側ノ動靜

客月廿八日兵庫郡木社村南新田由徳寺會堂本郡